

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月23日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第16号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第4条関係）				別表第1（第2条、第4条関係）			
市町名	機関		職名	市町名	機関		職名
さぬき市	本庁	略		さぬき市	本庁	略	
		教育委員会事務局	教育部長、課長、室長、主幹、教育総務課の課長補佐・人事又は給与担当副主幹・財政担当副主幹・人事又は給与担当係長			教育委員会事務局	教育長、教育部長、課長、室長、主幹、教育総務課の課長補佐・人事又は給与担当副主幹・財政担当副主幹・人事又は給与担当係長
		略				略	
略			略				
東かがわ市	本庁	略		東かがわ市	本庁	略	
		教育委員会事務局	課長			教育委員会事務局	教育長、課長
		略				略	
	出先機関	略		出先機関	略		
		幼稚園	略		幼稚園	略	
		認定こども園	園長、副園長		学校給食センター	略	
略		略					
土庄町	略		土庄町	略			
	教育委員会事務局	課長		教育委員会事務局	教育長、課長		
	略			略			
小豆島町	略		小豆島町	略			
	教育委員会事務局	課長、主幹		教育委員会事務局	教育長、課長、主幹		

	略	
三木町	略	
	教育委員会事務局	課長
	略	
直島町	略	
	教育委員会事務局	教育次長、主幹
	略	
宇多津町	略	
	教育委員会事務局	教育次長、課長
	略	
綾川町	略	
	教育委員会事務局	教育次長、課長
	略	
琴平町	略	
	教育委員会事務局	課長、主幹、学校給食センター所長
	略	
多度津町	略	
	教育委員会事務局	課長
	略	
まんのう町	略	
	教育委員会事務局	課長
	略	

	略	
三木町	略	
	教育委員会事務局	教育長、課長
	略	
直島町	略	
	教育委員会事務局	教育長、教育次長、主幹
	略	
宇多津町	略	
	教育委員会事務局	教育長、教育次長、課長
	略	
綾川町	略	
	教育委員会事務局	教育長、教育次長、課長
	略	
琴平町	略	
	教育委員会事務局	教育長、課長、学校給食センター所長
	略	
多度津町	略	
	教育委員会事務局	教育長、課長
	略	
まんのう町	略	
	教育委員会事務局	教育長、課長
	略	

別表第2 (第2条、第4条関係)

一部事務組合	職名
略	
三観広域行政組合	事務局長、事務局次長、会計管理者、課長、主幹、総務課の課長補佐、電子計算センター所長
略	

別表第2 (第2条、第4条関係)

一部事務組合	職名
略	
三観広域行政組合	事務局長、事務局次長、会計管理者、課長、主幹、総務課の課長補佐、七宝荘所長、電子計算センター所長
略	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則別表第1の左欄に掲げる市町において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項の旧教育長がなお従前の例により在職する間は、当該市町については、改正前の別表第1の右欄の規定（教育長に係る部分に限る。）は、なおその効力を有する。